

北海道大学学生相談総合センター 遠隔相談サービス（暫定）の利用に関する説明及び同意書

<はじめに>

学生相談総合センターでは、今般のコロナ感染症にかかる問題状況に鑑みて、暫定的な対応として、オンラインビデオシステム（Webex など）を使用した遠隔相談サービスを提供することにいたしました。

本書には、学生相談総合センターにおける遠隔相談サービスの利用に関する重要な説明があります。その全文をよく読み十分に理解してその内容に同意した場合にのみ、遠隔相談サービスを利用することができます。

本同意書にある下記の説明を熟読し、その内容に同意する場合は、学生氏名、日付（学生以外の場合は遠隔相談利用者の氏名も）記入してください。下記の説明内容及び同意書とその扱いについて疑問や心配があれば、ご遠慮なく学生相談総合センターのスタッフまでお尋ねください。

なお、後日に同意を撤回して遠隔相談サービスの利用を終了することも可能です。その場合は、書面（メールも可）でその旨明示し、学生相談総合センターのスタッフまでお知らせください。

学生相談総合センターにおいては、やむをえない特別の事情がある場合に限り、きわめて例外的に学生相談総合センター長の判断に基づき電話による相談サービスを行う場合があります。その場合は、本同意書の内容が準用されます。

<遠隔相談サービスの利用に関する説明>

1. 遠隔相談サービスの利用者

遠隔相談を利用できるのは、原則として、日本国内居住の本学学生です。担当カウンセラー・コーディネーターが、遠隔相談を希望する方の相談内容、状況、状態等を総合的に考慮し、遠隔相談が適切か否かについて判断する流れとなります。

2. 相談内容の守秘

通常の対面相談と同様に、遠隔相談の相談内容についての秘密は守られます。守秘の例外等詳しい内容については、初回来談時に署名した「北海道大学学生相談総合センターの利用に関する説明及び同意書」を参照してください。

3. 遠隔相談の限界

遠隔相談は、利用者がセンターに来談する必要がないため、来談が困難な場合には、非常に便利な手段ですが、特有の問題もあります。遠隔相談は対面による相談とは異なり、表情、目線、声の調子、動作などの細やかな変化を双方が察知しにくいいため、ニュアンスが伝わらず相互に誤解を招いてしまうことがあります。意図しない誤解を最小限にするためには、状況に応じてお互いの意図を確認し合うなどの工夫が必要となります。

また、技術的な問題で、面接中に音声途切れたり通信が中断したりする可能性があります。したがって、面接が中断した場合の対処についても、担当カウンセラー・コーディネーターと事前に相談しておく方が良いでしょう。

そして、遠隔相談にかかるセキュリティは完璧ではなく、常にリスクのあることを十分に理解していただく必要があります。技術面の問題や相談者の状況や状態の変化などによって、遠隔相談が適切でない場合と担当

カウンセラー・コーディネーターが判断したときには、遠隔相談を継続できないことがあります。このように、皆さんの安全、相談内容の守秘、相談の質の担保を優先するためには、やむを得ず遠隔相談を中断または中止する場合がありますことについて、ご理解ください。

4. 遠隔相談面接における注意点

他の人に相談の内容を聞かれたり、相談が騒音・雑音などに邪魔されたりしないよう、プライバシーを保つことのできる静かな場所で面接に参加することが必要になります。この点に関してご協力ください。

また、一般的に、インターネット接続は、無線 LAN よりも有線 LAN を使用する方が安全とされていること、Wi-Fi（無線 LAN）を使用する場合は、ユーザーID とパスワードで保護された接続が比較的安全とされていること、公衆無線 LAN は、情報漏洩リスクが高く危険であることなどを知った上で、利用者が安全な接続を選択する必要があることをご理解ください。また、利用者が遠隔相談面接を録音・録画した場合、保存したデータの漏洩という新たなリスクを負うことにも注意が必要です。

5. 大雪等特別な事情のある場合について

担当カウンセラー・コーディネーターは原則、学生相談総合センターの建物内で遠隔相談を受けますが、大雪等特別な事情が生じ、担当カウンセラー・コーディネーターが学生相談総合センターに来ることが困難な場合は学生相談総合センターの建物以外の場所で相談を受けることがあります。この場合でも相談の守秘が守られるよう考慮いたします。

6. 以上の説明に関する同意と同意書の提出

上記の内容を熟読して十分に理解してその内容に同意する場合は、下記欄に必要事項を記入してください。そして、遠隔相談の開始に先立ち、必要事項を記入した本同意書原本を郵送もしくは持参、または必要事項を記入した本同意書原本の写しのメール添付により、学生相談総合センターに提出して下さい。

もしも遠隔相談の開始前に本同意書を提出できない場合は、学生相談総合センターにおける貴方の担当カウンセラー・コーディネーター宛のメールにおいて、「本書の説明を熟読し内容を十分に理解してその内容に同意し、遠隔相談サービスの利用を希望します。同意書は後日提出します」と明記して、遠隔相談開始に先立ち送信するとともに、後日郵送により学生相談総合センター宛当該の同意書原本を提出するか、または学生相談総合センターに来談する際に、担当カウンセラー・コーディネーターまで提出してください。郵送の場合の宛先は以下の通りです。

〒060-0815 札幌市北区北 15 西 8 学生交流ステーション 2F
北海道大学学生相談総合センター（担当者名）宛

<遠隔相談サービスの利用に関する説明にかかる同意>

北海道大学 学生相談総合センター長 殿

私は、以上の説明を熟読し、その内容について十分に理解し、すべての内容に同意し、学生相談総合センターにおける遠隔相談サービスの利用を希望します。

学生氏名 _____ 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（学生以外の場合）利用者氏名 _____